

総官会第 866 号の2
平成 25 年 4 月 26 日

総務省行政事業レビュー推進チーム運営要領

(目的)

第1条

総務省に、総務省行政事業レビュー推進チーム(以下「チーム」という。)を置き、行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)の責任ある実施に取り組む。

(構成員)

第2条

チームの構成員は次に掲げる者とする。

統括責任者:大臣官房長

副統括責任者:大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長

メンバー:各局総務課長等

その他、チームが必要と認めたときは、上記以外の者を参画させることができる。

- 2 チームの下に事務局を置き、チームの運営に関する事務を担当させる。
- 3 事務局長は、大臣官房長とし、事務を総括整理する。事務局次長は、大臣官房会計課長及び大臣官房政策評価広報課長とし、事務を整理する。

(業務)

第3条

チームは、以下の取組を行うものとする。

- 一 事業所管部局による行政事業レビューシートの適切な記入及び厳格な自己点検の指導
 - 二 外部有識者の指名
 - 三 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
 - 四 外部有識者による公開の場での点検の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
 - 五 一、三及び四を踏まえた事業の厳しい点検及び点検結果(所見)の取りまとめ
 - 六 チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
 - 七 総務省全体の概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- 2 レビューは総務省自らが、自律的に実施する取組であることに鑑み、チームは、本条第1項各号に示した取組に加えて、主体的かつ不断に創意工夫を重ねなが

ら、レビューの実効性向上のための取組を積極的に行うものとする。

(雑則)

第4条

この要領に定めるもののほか、チームの運営に必要な事項は、チームが定める。

附則

(施行期日)

第1条

この要領は、平成25年4月26日から施行する。

(雑則)

第2条

総務省予算執行監視チーム運営要領(平成22年1月29日総官会第210号)は、この要領の施行をもって廃止する。